



国保だより 5月号

平成23年5月1日発行

発行/芦別市健康推進課国保係
/芦別市北1条東1丁目3番地
電話/22-2111内線(145・146・147)
E-Mail/Kokuho1@city.ashibetsu.hokkaido.jp

知っていますか？国保のこと

国保だよりは、芦別市国民健康保険の広報誌です。

国民健康保険の保険証は4月末に送付しました。

皆さんの国民健康保険証は、1年間の有効期限になっています。有効期限を迎える前に郵送にて国民健康保険証をお届けしました。

保険証の有効期限をご確認ください。

国民健康保険
被保険者証

有効期限 平成24年4月30日

氏名 芦別 太郎
世帯主名 芦別 次郎
生年月日 昭和20年3月6日

芦別市
の印

平成24年4月30日までの間に75歳になる方、退職者医療に該当している方で65歳になる方については、有効期限が1年未満になっています。

新たな交付手続きをしなくても新しい保険証を郵送いたしますのでそのままご使用ください。

75歳になる



昭和11年5月1日～昭和12年4月30日の間に生まれた方

誕生日の前日まで

退職者医療で
65歳になる



昭和21年5月1日～昭和22年4月30日の間に生まれた方で退職者医療に該当している方とその退職者医療の被扶養者の方

誕生日の属する月の月末まで

※1日生まれの方は、誕生月の前月末まで

075-8711
北海道芦別市北1条東1丁目3番地
芦別 太郎 様
(健康推進課国保係)

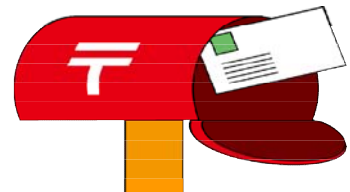


芦別市

〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地
TEL(0124)22-2111 FAX(0124)22-9696
ホームページアドレス <http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/>

確認しましょう!!

保険証は、封筒(茶色)に入れて郵送しました。必ず中を確認しましょう。



どうしよう？



保険証をなくしたり、破ったりしてしまったら・・・

保険証をなくしたり、破ったりしてしまった場合には、市窓口にて再発行いたしますので、窓口に来る方の印鑑、本人確認のできるもの(運転免許証や預金通帳など)をお持ちのうえ市窓口までお越しください。

5月に特定健康診査の受診券を送付します!!



特定健康診査とは

平成20年4月から**40歳～74歳**の芦別市国民健康保険に加入している方を対象に特定健康診査・特定保健指導がはじまりました。

これは、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを発見するための検査が中心の健康診査です。該当者または予備群であることがわかった方を早期に発見し、改善のための支援を行います。



どうやって申し込みするの

- 個別健診（市内の医療機関に直接申し込みして健診を受ける）
直接、健診機関に申し込みしてください。
- 集団健診（みんなで集まって健診を受ける）
芦別市役所で申し込みを受け付けいたします。

健康推進課窓口



個別

申し込みは、受診券が届き次第、各健診機関に直接ご依頼ください。

集団

申し込みは、5月18日(水) 午前8時30分から

日 程	平成23年度の受診券が届いた日 ～平成24年3月31日(土)
料 金	1,000円
申し込み・実施場所	～受診券が届き次第受付開始
芦別平和診療所	: 22-2685
岩間医院	: 22-2012
吉村医院	: 22-2654
野口病院	: 22-2032
橋本医院	: 22-3291
藤島医院	: 22-2962
小野寺医院(休診中)	: 22-2046

日 程	平成23年7月1日(金)～5日(火) 平成23年10月13日(木)～16日(日) 平成23年12月6日(火)・7日(水)
料 金	1,000円
申し込み	平成23年5月18日(水) 午前8時30分から開始 芦別市健康推進課健康推進係 : 22-2111(代表) : 23-1648(直通)
実施場所	芦別市保健センター 集団健診では、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・ 歯周疾患検診・肝炎ウイルス検診を同時に受診することも できます。



健診を受けたらどうなるの

特定健診を受診後に、生活習慣病になるおそれの高い方、なっている方に「特定保健指導」を実施し、生活習慣改善のサポートをします。



国民健康保険の納税通知書は7月に送付します。

年金から



口座振替



仮徴収決定通知書をお持ちのかたは
【口座振替】・【年金から天引き】
を選択することができます。

国民健康保険税の決定は7月です。
国保税の決定後「納税通知書」を送付いたしますので、納期限までにお支払いをお願いいたします。
年金からの天引き（特別徴収）の対象者の方には、既に「仮徴収決定通知書」を送付しておりますが、年金からの天引きを金融機関からの口座振替に納付方法を変更することができます。
対象の方には既に「仮徴収決定通知書」を送付しておりますので、口座振替をご希望の方は、預金通帳と印かんをお持ちの上、市窓口へ届出をお願いいたします。